

大阪市告示第865号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和8年7月6日（月）	午前9時から
	令和8年7月13日（月）	午後9時まで
	令和8年7月27日（月）	午前7時から 午後9時まで ※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和8年7月21日（火）から 同月24日（金）まで	午前7時から 午後9時まで
	令和8年7月28日（火）から 同月31日（金）まで	※ただし、利用申請がない場合には、大阪市立公園条例第9条第1項の規定による供用時間どおり開場する。

鶴見緑地庭球場	令和8年7月3日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和8年7月7日（火）	
	令和8年7月10日（金）	
	令和8年7月14日（火）	
	令和8年7月17日（金）	
	令和8年7月21日（火）	
	令和8年7月24日（金）	
	令和8年7月28日（火）	
	令和8年7月31日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）